

丸子まちづくり会議規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、丸子まちづくり会議(以下「まちづくり会議」という。)と称する。

(区域)

第2条 まちづくり会議の区域は、丸子中学校通学区域(以下「丸子地区」という。)を範囲とする。

(目的)

第3条 まちづくり会議は、丸子地区における住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性や特性を生かして住みよいまちづくりを行うことを目的とする。

(事業)

第4条 まちづくり会議は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域まちづくり計画の策定に関すること
- (2) 地域の振興と地域課題の解決に向けた事業の企画、実施に関すること
- (3) その他目的の達成に必要な事項に関すること

(会員)

第5条 まちづくり会議の会員は、丸子地区の住民並びに丸子地区で活動する団体とする。

- 2 まちづくり会議の目的に賛同する地区内の企業等のほか地区外の個人、団体、企業等はまちづくり会議の活動に参画することができる。
- 3 まちづくり会議は、上田市暴力団排除条例に定めるもの及びそれらのものが構成する団体の参画を拒否することができる。

第2章 役員

(役員)

第6条 まちづくり会議に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち互選により会長1人、副会長若干名、会計1人を選出する。
- 3 必要に応じて顧問、オブザーバーを置くことができる。
- 4 役員を選出については、別に定める。

(役員の仕事)

第7条 まちづくり会議の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、まちづくり会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ定められた順序に従いその職務を代理する。

- (3) 理事は、まちづくり会議を掌理する。
- (4) 会計は、まちづくり会議の経理事務を担当する。
- (5) 監事は、まちづくり会議の会計及び資産の状況を監査する。
- (6) 顧問、オブザーバーは必要に応じて会議に出席し、助言を行うことができる。

(役員の任期)

第 8 条 まちづくり会議の役員の任期は、2 年とし、選任を受けた総会の日から翌々年度の総会の日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により承認された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 総会

(総会の種別)

第 9 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 10 条 総会は、自治会代表者及び団体から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員は、役員を兼務することができない。

3 代議員の選出については別に定める。

(総会の開催)

第 11 条 通常総会は年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の 4 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき。

3 総会を開催することが困難と会長が認める場合は、あらかじめ理由を示し議案を代議員に配布し、書面採決を以て総会に替えることができる。なお、書面採決を棄権した場合、総会に係るすべての権限を会長に委任したものとみなす。

4 前項の規定によるほか、不測の事態により総会の開催が困難と認められる時、役員会の議決を以て総会の議決に替えることができる。

(総会の招集)

第 12 条 総会は、会長が招集し、公開で行う。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第 13 条 総会は代議員の 2 分の 1 以上の出席 (委任状を含む) をもって成立する。

(総会の議長)

第 14 条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第 15 条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第 16 条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関する事。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関する事。
- (3) 規約の改廃の決定に関する事。
- (4) 役員決定に関する事。
- (5) その他必要と思われる事項に関する事。

第 4 章 役員会

(役員会の招集と議長)

第 17 条 役員会は監事を除く第 6 条に定める役員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第 18 条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の議決)

第 19 条 役員会の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 5 章 部会

(部会)

第 20 条 役員会に必要な応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、この会の目的を達成する事業を企画し、執行する。

第 6 章 会計及び監査

(経費)

第 21 条 まちづくり会議の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 22 条 まちづくり会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第 23 条 まちづくり会議は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 会員による帳簿の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限りこの閲覧を認めなければならない。

(監査)

第24条 監事は、監査を実施し、その結果を役員会及び総会に報告する。

(役員報酬)

第25条 まちづくり会議の役員報酬は、別に定める。

第7章 事務局

(事務局の位置)

第26条 事務局は、上田市丸子ファーストビル内に置く。

(事務局)

第27条 事務局に、職員を置くことができる。

2 事務局職員の給与等は、別に定める。

第8章 その他

(雑則)

第28条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。